

## 賃金控除に関する協定書

株式会社 (以下、「甲」という。) と、従業員代表 (以下、「乙」という。) は、労働基準法第24条1項ただし書きの規定に基づき、法令に定めのあるものの他に賃金から控除するものに関する協定を締結する。

第1条 甲は、次の各号に定めるものを、従業員の毎月の賃金から控除して支払うことが出来る。

(※ 以下、代表的なものを例示)

- (1) 社宅家賃
- (2) 食事代
- (3) 厚生会費
- (4) 労働組合の組合費
- (5) 団体扱いの生命保険・損害保険の保険料
- (6) 財形制度の積立金
- (7) 持株会拠出金
- (8) 旅行積立金

第2条 本協定の有効期間は、平成 年 月 日より1年間とし、甲、乙ともに異議のないときは1年間延長するものとし、以後同様に取り扱うものとする。

第3条 本協定は、甲乙いずれかの一方から文書により破棄の通告をした場合、その通告が届いた年月日をもって無効となるものとする。

平成 年 月 日

甲 株式会社  
代表取締役 印

乙 従業員代表 印